

令和8年7月24日
九州地方整備局

◎不正な行為を行った下記業者について、1ヵ月間、九州地方整備局発注の一般競争入札の参加資格の停止及び指名競争入札等における指名停止を実施しました。

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名：株式会社園川組
業 者 の 住 所：熊本県八代市田中東町20-22
- 指名停止措置期間：令和8年7月24日 ～ 令和8年8月23日
(1ヵ月)
- 指名停止措置の範囲：九州地方整備局管内
- 事実概要
本件は、株式会社園川組の当時代表取締役が、令和元年に行われた熊本県八代市発注の新庁舎建設工事の一般競争入札を巡り、同市市議と共謀し、前田建設工業側が落れできるよう同市職員に指示したほか、建設業者が負担すべき工事費の一部を市に負担させるなどして、前田建設工業側の利益を増やすようあつせんし、見返りに現金6000万円の賄賂を受けとったとして、令和8年5月7日、熊本県警にあつせん収賄容疑で逮捕され、同年6月18日、熊本地検に同罪で起訴されたものである。
- 指名停止措置理由
株式会社園川組の当時代表取締役が、あつせん収賄罪で起訴されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（以下「措置要領」という。）の別表第2第16号（下記参照）に該当する。
従って、本件については、指名停止1ヵ月を適用する。

＜措置要領別表第2＞

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

＜問い合わせ先＞

国土交通省 九州地方整備局（福岡市博多区博多駅東2-10-7）
代表：092-471-6331
総務部契約課長 真次 慶一（内線 2511）
（契約課直通：Tel 092-476-3509）